

## 真宗の舍利信仰

蒲池勢至

はじめに

弘長二年（一二六二）十一月二十八日午の時、親鸞は「押小路南万里小路東」で往生、そして、東山の延仁寺で荼毘に付され拾骨された。高田専修寺蔵の『教行信証』識語には、二十九日午時に遠江国池田住僧である専信と下野国高田住僧である顕智が親鸞の「御舍利蔵畢」とある。親鸞の遺骨は、単なる骨ではなく「御舍利」として拾骨されたのである。その後、舍利としての親鸞遺骨は鳥辺野の北大谷に築かれた墓所の石塔下に納められ、さらに文永九年（一二七二）に改葬されて廟堂に移された。一方、遺骨の一部は関東門弟に分けられて、高田専修寺の親鸞御遺骨や浄興寺（新潟県上越市）の「親鸞御頂骨」として伝承されてきた。このことについては、かつて論じたことがあるので参照していただきたい。<sup>①</sup>

親鸞の遺骨についての研究は、必ずしも多くない。その中で、大喜直彦氏が常楽台蔵「花の御影」修復中に発見

された墨書銘から親鸞遺骨について論究されている。「花の御影」は南北朝期作の親鸞御影であるが、軸木に三つの墨書銘が発見され、親鸞遺骨の存在が示されていた。墨書銘①は寛文七年（一六六七）、常樂台住持釈寂恵の祖父であり後見であった昭栄筆、親鸞の遺骨を銀筒に籠めて軸木に納入したとある。墨書銘②は寛文十年（一六七〇）①と同じ昭栄筆、遺骨を取り出して拝した。墨書銘③は宝永三年（一七〇六）寂恵筆、遺骨を取り出して宝塔に納めた、という内容であった。軸木そのものは「花の御影」制作当時のものでなく、元の軸木に遺骨は納められていなかったと推定している。しかし、中世から木像に遺骨を籠める行為がみられることから、親鸞没後に成立した廟堂と影像（親鸞木像）・遺骨、さらに戦国期の石山退城における親鸞御真影（木像）の「御くし」、近世の御真影に御骨を塗り込めたという伝承に言及している。こうした検討から、常樂台の遺骨は高田専修寺で発見された親鸞遺骨と同じ状況証拠ではないが、「親鸞の遺骨の可能性が非常に高い」こと、そして「中世には遺骨に当該人の魂や生命が宿ると考えられていたのである。それが近世に引き継がれ、昭栄は遺骨と「花の御影」を一体化することで、まさに「花の御影」を生身の御影にする、生ける親鸞とする行為であったのである」と結論された<sup>②</sup>。

さて、本稿では親鸞門弟が遺骨を「舍利」として拾骨していたことから、「真宗の舍利信仰」について述べる。いうまでもなく、舍利とは釈迦の遺骨を「仏舍利」として信仰することであるが、高僧の遺骨に対しても舍利として尊崇することが行われてきた。真宗の場合、門弟たちが親鸞の遺骨を舍利と捉えたことは、高僧としての親鸞像が形成されていたことであり、祖師信仰のはじまりであったといえよう。各地の遺跡寺院を調査すると、親鸞の遺骨と称して伝来しているところがある。また、親鸞だけでなく本願寺歴代宗主の遺骨もある。こうした親鸞や歴代

宗主の遺骨に対する信仰とは何なのか、どのように成立したのだろうか。これまで筆者が調査した二か寺を事例として紹介し、信仰の伝承形態と縁起に着目しながら考えてみたい。したがって、遺骨そのものや関係史料の真偽については触れないことを断っておく。

## 一 照林坊の法宝物と御遺骨

広島県三次市の照林坊は、備後を中心に出雲・石見・長門にわたって二三一か寺の末寺を有する大坊である。<sup>⑤</sup>

『明鏡山世代逝去録』（弘化二年〈一八四五〉改）によれば、①明光（安貞元年〈一二二七〉没）を開基として、②光尊（建治二年〈一二七六〉没）―③尊智（暦応元年〈一三三八〉没）―④智俊（明徳元年〈一三九〇〉没）―⑤智願（永享十一年〈一四三九〉没）―⑥智誓（文明十年〈一四七八〉没）―⑦祐了（大永三年年〈一五二三〉没）―⑧順西（永禄十二年〈一五六九〉没）―⑨祐明（慶長十九年〈一六一四〉没）と血脈を継いで近世に至っている。開基の明光は親鸞の門弟六老僧の一人であり、照林坊の本寺である山南光照寺（広島県福山市沼隈）の開基でもある。照林坊は六代智誓まで山南光照寺のある沼隈郡近くに坊を立て居していたが、七代祐了は蓮如の命によって広く道俗に教えを勧めるため山南村を立ち出たという。寺伝には「同国御調郡二草庵ヲ結ヒ、ソレヨリ雲州・石州・芸州トウツリ、其後、慶長七年（一六〇二）寅三月今ノ三次へ移住」したとある。<sup>①</sup>

この照林坊には多くの法宝物が伝来されており、その中には親鸞をはじめ本願寺歴代の遺骨がある。小厨子に親

鸞遺骨、繰り出し位牌型の中に「見真大師御真骨」（箱裏蓋）、繰り出し位牌型「蓮如上人御真骨」、繰り出し位牌型「顯如上人御真骨」、繰り出し位牌型の中を四区画に区切って「二代如信上人」「三代覚如上人」「四代善如上人」「五代綽如上人」「六代巧如上人」「七代存如上人」「九代実如上人」「十代証如上人」、繰り出し位牌型「明光上人御真骨」が納められている。その他、包紙形態で親鸞・如信・覚如・善如・「御五代・御六代・御七代」・蓮如・実如・証如・顯如、「照林坊之部」として明光・「明光之室」・「開基ヨリ二代明光上人御子光尊 高祖上人御弟子也」・光尊の室・了従の遺骨等があった。この包紙は新しく、「祖師聖人之御真骨」「御十一代顯如上人 天正十九年十一月御往生」等と書かれた包紙だけのものがあった。包み替え以前のものであろう。

こうした遺骨はもちろん法宝物であるが、照林坊が伝来してきた他の法宝物の中にあつてどのような位置付けになつているのだろうか。由来縁起に着目しながら見てみよう。

照林坊にはいくつかの法宝物目録が残されていた。次に掲げるのは、文政八年（一八二五）十月に本山役所へ提出された『明鏡山照林坊什物目録 全』の翻刻（部分）である。

明鏡山照林坊什物目録 全

（表紙）

附り文政八乙酉十月日

鈴木家御役所江へ出控

目録（一オ）

一 明鏡山照林坊開基明光……（二オ）

（略）

目録

○一連座之名号 祖師聖人御真筆

并二四句ノ偈文御書入レ御座候

高祖聖人明光へ告ケ玉フヤウハ汝西国ニ趣キ法義弘通スヘシト

ヲ、セツケラレ明光ハ師弟ノ別レヲ悲ミ候ヘハ汝歎クコトナカレ

西国東国トヘタツトイヘトモ一味ノ安心ニ住スルモノハ光明の中

ノ住居ソヨト仰ラレテ名号ヨリ光明ヲ放チ玉フ相ヲカ、セ

ラレ元祖高祖并三昧ノ御弟子方十三人ノ影像ヲ図画シ

玉ヒ明光へ授ケ玉フ

○一佛舍利

右連座之名号ト一所ニ祖師聖人ヨリ明光へ授ケ玉フ

（貼紙）抑此ノ佛舍利ト申スハ高祖聖人聖徳太子ヨリ御夢中ニ御授リ玉イ

御尊重被為在候

一 仮名書文類聚抄 一卷 祖師聖人御真筆

真宗の舍利信仰

宗意安心ヲ書留メ候書ナレハ此意ヲ得テ父

明光ノコトク我教化ヲタスクヘシトテ高祖ミツカラニ

代目光尊へ御授与被仰付

○一祖師聖人御真骨

弥女様ヨリ／照林坊二代目光尊／被御授与被為仰付

一如信上人ヨリ

顯如上人マテ 御十代御真骨

但シ御遷化ノミキリ照林坊／代々住職御授与被為仰

付

一祖師聖人御所持御数珠之玉

八粒

○一六字名号

祖師聖人御真筆

一高僧和讃表題

祖師聖人御真筆

○一他力信心聞書一冊

覚如上人御筆

○一六字名号

蓮如上人御筆

右二品蓮如上人ヨリ祐了拜領

七代目

一難易分別鈔一冊

覚如上人御筆

一大本絵 一幅

西国江御影御下向之ハシメナリ／御裏書ニ大谷本願寺／原田照林坊と御座候

○一六字名号

覚如上人御筆

○一九字名号

実如上人御筆

○一十字名号

同 上人御筆

右三品実如上人ヨリ拝領

一 御木像一駄

頂戴被仰付

一 蓮如上人御判

一幅

一 正信偈文二幅対

蓮如上人御筆

一 和讃 一首

同 上人御筆

一 高祖聖人御影

證々々々々如上人ヨリ拝領

末寺へ御免最初ノ御影是ニ依テ證如上人御壽像御供ニテ御下向

遊サレ末寺中月番ニ御番可相勤申旨仰ツケラレ候追々照林坊ヨリ願上テ物末

寺へ御免ニ相成門末居ナカラ御礼を遂ケ候濫觴ノ御影ニ御

座候御影堂ノ儀是ヨリ御下知クタサルヘクト御座候テ御作事

吉左衛門御着シ下シ石山本願寺ヲソノマ、御写シ仰ツケラレ候

○一頭如上人御書一軸

真宗の舍利信仰

此の御書ハ石山騷乱ノトキ兵糧米御タノミノ御書御下シ是ニ

ヨリテ照林坊働キヲ以テ米三千俵積登シ其時ノ船印シハ今東京

麻布ノ善福寺ニ傳リ申候此御書ハ其節世上ヲタヤカナラサルニ

ツキ法義不沙汰ノヨシヲ御歎キアラセラレカ、ル騷乱ノ中ナレトモ御苦

勞ヲモカエリミ玉ハス法義相續ノタメニツカハサレタル大切ノ御書御座候

一色緋衣 一連 御授与被為仰付

○一御傳抄 二卷 覚如上人御筆

○一教行信證 六卷 存覚上人御筆

○一愚禿鈔 二卷 同 上人御筆

○一真名書文類聚抄一卷 同 上人御筆

○一世界要記 一卷 蓮如上人御筆

右五品顯如上人ヨリ拝領

○一善導大師御真筆一光三尊御影并二仏器二ツ秀吉公尊重

シテ安置シ玉ヒ由緒有テ當寺ニ納リ申候永禄十二年五

月廿二日洛陽智恩院二十七代浩譽上人御裏書御座候アリ

一 寂如上人御筆和歌 一幅

一 後白川法皇ママ 宸翰

(中略)

○ 一 觀音勢至像 惠心御作 毛利隆元公ノ尊重之御持仏ニ御座候

○ 一 弥陀之像 惠心御作

一 毛利隆元守刀 一

一 毛利隆元御書翰 二

一 武田信玄御守刀 一

○ 一 縫觀音之像 一幅

○ 一 丸鏡 二面

○ 一 硯 一面

○ 一 羽子板 二枚

○ 一 丸鏡 一面

真宗の舍利信仰

右五品八頭如上人姫君照林坊へ御入輿ノ節御持參ノ遊サレ候

一盃

壹枚

頭如上人姫君當山へ御入輿ニツキノ石山ニヨイテ

御祝儀ノ砌同上人ノヨリ拝領被為仰付

一六字名号浅野長治

五歳御筆

一浅野長照  
長澄御筆

一開基明光骨

中国西国真宗弘通ノ御名代關東六老僧隨一御座候

右朱○印ハ別記有模様ニ依而其段申上ル候事

右什物目錄奉控上候通開基明光中国西国浄土真

宗初弘通之御命令被為仰付則其時節御授与被為下候連

座之御尊号并佛舍利二代目光尊頂戴仕候御聖經

高祖上人御真骨并二御後代ニ被為移御授与被仰付被下候数品

相傳リ申候其元帳全ク開基以来血脈傳リ寺務仕所の正ニ御座候

乍恐而冊宜御覽奉願上候以上

十月

甚兵衛写

(傍線筆者)

右掲『什物目録』の他に、『明鏡山法物目録』(寛保二年・一七四二)・『明鏡山／照林坊 宝物由来略』(宝曆六年・一七五六)・『明鏡山照林坊由緒全』(文政八年・一八二五)が残されていた。寛保二年の二冊は、十四世了従(享保十年(一七二五)没)が誌したものを十五世従正(宝曆十年(一七六〇)没)が写した目録・由来書である。『明鏡山照林坊由緒全』は、翻刻した『什物目録』と同じ文政八年十月となっており、本山取次役の鈴木外記へ提出した控である。照林坊は翌年の文政九年(一八二六)に開基明光の六百回御遠忌法要を執行しようと計画していた。そのために「高祖聖人明光上人正附属之御靈宝に被為寄御染筆之御書頂戴」と宗主の寿像下付を願ひ出ている。また、京・大坂(大坂御堂)で法宝物の出開帳をしようと伺っていた。目録・由緒書作成の誤りを正すため、寛保年間の目録などを参照している。

さて、目録には実に多くの法宝物が記載され、由来伝承の縁起も付せられている。まず最初に挙げられているのが「連座之名号 祖師聖人御真筆」と「佛舍利」であり、この二点は一対とみられていた。「連座之名号」は、親鸞が明光に法義弘通のため西国に下ることを命じたとき授与されたものとおある。仏舍利は親鸞が夢中で聖徳太子から授かったものという。現存する「連座之名号」は、真ん中に金泥の「南無阿弥陀仏」、その下から八条の光明が下方に向かって放たれている。両脇に十三名の高僧を描くが、札銘が欠失したり剥落が甚だしく判読できない。図

像から判断して、向かって左側一番上に法然上人、右側一番上に親鸞聖人を描いている。明光も描かれていることは間違いのない。下段には「釈親鸞偈曰」とあって「觀彼如来本願力」以下四句を墨書している。<sup>5)</sup>十四世紀を下らない初期真宗の優品であり、照林坊の本尊であったものであろう。照林坊にとって最も重要な「連座之名号」が「仏舍利」とともに親鸞から授与されたという伝承は、釈尊―聖徳太子―親鸞―明光という法脈継承を語ろうとする意図があったのかもしれない。「連座之名号」には、蓮如以降の宗主が本尊下付したときのような裏書などはないから、仏舍利が正当性を証していたのであろう。

目録の四番目に「祖師聖人御真骨」、次いで「如信上人ヨリ顕如上人マテ 御十代御真骨」が挙げられている。この親鸞遺骨は、親鸞の末娘であった覚信尼公より明光の息、照林坊二代目光尊が授与されたものという。『照林坊由緒』には、親鸞が不例になったとき光尊が看病をした。そのとき、草案中の「御真筆仮名書書類」を手づから付属され、法義弘通油断なき旨を命じられた。聖人御遷化の後、「弥如様」より御真骨も分与されたという。そして、続けて

猶其後、如信上人より御代々善知識御遷化之度、御骨拜納之寺格被仰付、顕如上人御遷化之砌、准如上人より御分骨被為成下奉尊崇并二御代々様御真筆数々頂戴仕

とある。照林坊に本願寺歴代の遺骨が安置されるようになった理由がここに示されている。注目するのは、「御骨

拝納之寺格」を仰せつけられたという表現である。代々の遺骨を有するのは、分骨されるような寺格の寺院ということであった。

照林坊の本願寺歴代遺骨の中では、宗祖親鸞や中興蓮如の遺骨が特別視され、舍利容器に納められている。蓮如第六男蓮淳の平尾御坊願證寺（岐阜県垂井町）などでも同様であった。しかし、照林坊では本願寺第十一代顕如の遺骨が親鸞や蓮如と同等の安置形態であった。これは他に例を見ない特徴と言えよう。それは照林坊と顕如との結びつきが、格段に深かったことを物語っている。目録中の「顕如上人御書」に、石山合戦のとき照林坊が米三千俵を船に積んで運んだという伝承が付されていた。『照林坊由緒』にはより詳しく、芸備雲石の門末百余か寺を引き連れ、各々門徒を引従え、石山本願寺へ馳上って数千俵の兵糧米を運んだなどがある。「色緞衣」「御傳抄」「教行信證」「愚禿鈔」「真名書文類聚抄」「世界要記」を顕如より拝領し、また「顕如上人姫君照林坊へ御入興」されたのも、こうした石山合戦時における照林坊の働きを物語っているであろう。

## 二 本善寺の御遺骨

本善寺（奈良県吉野郡吉野町）は、蓮如を開基として飯貝御坊と称される大坊である。蓮如が当寺を草創した経緯については、本善寺第二代実孝の「皆成院実孝書」に詳しい。<sup>6)</sup>

前々住様の御時、明応四年之歳、なら衆又吉野衆少々罷上候て申事ニ、奈良□□坊を取立申度候へ共、仏法かたはかりの在所□□せ候て、国なかにと存候へ共、それも乱しけき所にて候間、吉野飯貝ニ取立申度候よしをうかゝい申候へハ、然者取立申へき由を被仰出候て、やかて明応五年の二月より坊を取立申候、其後○飯貝<sup>又申事に</sup>に坊主なく候間、我等を御下候へかしと各申上候之処、……これハ我等二歳の時の事候、乍去此門徒の分にてハ○成ましきよし被仰下候、やまと一國より飯貝へ与力すへきよしを被仰付候、則そう國も其心得にて候つる、然者……

明応四年（一四九五）、奈良衆と吉野衆が蓮如に一寺建立を申し出ている。それまで蓮如はこの地を訪れ、和歌を詠んだりしていた。翌明応五年（一四九六）二月から坊舎の建立にとりかかったとある。そして、奈良衆・吉野衆は飯貝に坊主がないので「我等を御下向候へかし」とあるように、蓮如の十二男であった実孝等の御下向を蓮如に申し上げた。実孝は蓮如八十一歳の時の子で、明応四年（一四九五）三月三日の生まれ、このとき九九磨と称して二歳であった。蓮如は九九磨を後継にしたが、御坊の行く末を案じてか、大和一國が飯貝御坊に与力するよう仰せつけた。このように本善寺は飯貝御坊として、大和一國の頂点に立つ連枝寺院として成立している。文龜元年（一五〇一）九九麻呂は七歳の時、蓮如亡き後の後見役となっていた本願寺第九世実如の下向にともなつて、はじめて飯貝御坊を訪れた。そして、永正二年（一五〇五）、九九麻呂は十一歳で出家、本善寺実孝（兼継）となつて<sup>①</sup>いる。

蓮如によって草創された本善寺には、蓮如の御遺骨をはじめ本願寺歴代宗主の遺骨が伝来している。また非常に多くの法宝物や古文書史料が収蔵されてきた。前章の照林坊でみたように、これら法宝物のなかで蓮如や歴代宗主の遺骨はどのような位置付けにあり、どんな意味をもってきたのか探ってみよう。

本善寺の法宝物史料については、現在、金龍静氏を中心に目録作成の作業が行われている。ここでは、一九八七年七月に同朋大学仏教文化研究所が実施した調査記録に基づいて記載してみる。御遺骨について述べる前に、まず蓮如関係の法宝物を挙げてみよう。

- ・ 曩祖御筆六字尊号御裏 一幅 「方便法身尊号 大谷本願寺釈蓮如（花押）寛正二（一四六一）辛巳年 二月廿五日」
- ・ 高祖聖人御真筆十字尊号 一幅 紺地金泥 絹本着色 上下讚
- ・ 紺地金泥十字尊号 一幅 絹本着色 色紙讚 「奉修復方便法身尊号 □（花押蓮如）文明九丙酉年（一四七七）四月五日」
- ・ 蓮如筆十字名号 一幅 紙本墨書
- ・ 蓮如筆六字名号 一幅 紙本墨書
- ・ 蓮如上人中品六字尊像 一幅 紙本墨書
- ・ 蓮如上人真影裏書 一幅 「釈実如（花押）「明応七歳壬戌（一四九八）三月廿三日」
- ・ 蓮如上人正信偈文八句 二幅対 紙本墨書

- ・蓮如上人御文章一通 一幅 「今ノ時ノ二世ニアラン女人」
- ・蓮如上人筆御文章 五卷
- ・蓮如上人歳暮御詠歌 一幅
- ・蓮如上人御詠歌五首 一幅
- ・蓮如上人御詠歌三首 一幅 明応五年（一四九六）正月二日付
- ・蓮如上人猪養御詠歌 一幅
- ・蓮如上人木像 一軀 像高三四・五 膝張三七・〇 奥行三三〇・〇 持念珠 寄木

本善寺の由緒からすれば、多くの蓮如関係の法宝物が伝来しているのも当然かもしれない。親鸞御影については「祖師聖人古代御影 裏書判読不可」であったが、「慶長十五年（一六一〇）閏二月（釈准如）」という御影修復裏書（別装）があった。聖徳太子御影は、裏書別装「上宮太子御影」「大谷本願寺釈実如（花押）」「明応九<sub>甲庚</sub>歳（一五〇〇）四月十日書之」、法然聖人御影は裏書別装「黒谷源空聖人御影」「大谷本願寺釈実如（花押）」「明応九<sub>甲庚</sub>歳（一五〇〇）四月五日書之」、親鸞聖人絵伝は、裏書別幅「釈実如 永正十一年<sub>戊甲</sub>（一五一四）六月七日書之」「願主釈実玄」であった。

さて、歴代宗主の御遺骨であるが、表1のように伝来している。

御 歴 代	分受年月日	西曆
高祖（親鸞）聖人御分骨	天正 9 年 3 月 9 日	1581
蓮如上人御分骨	明応 8 年 刻月 28 日	1499
実如上人御分骨	大永 5 年 2 月 12 日	1525
証如上人御分骨	天文 13 年 8 月 25 日	1544
顕如上人御分骨	文禄元年 12 月 11 日	1592
准如聖人御分骨	寛永 7 年 12 月 15 日	1630
良如上人御分骨	寛文 2 年 9 月 19 日	1662
寂如上人御分骨	享保 10 年 8 月 3 日	1725
住如上人御分骨	元文 4 年 8 月 27 日	1739
湛如上人御分骨	寛保元年 6 月 27 日	1741
法如上人御分骨	天保元年 閏 3 月	1830
文如上人御分骨	同上	1830
本如上人御分骨	同上	1830
広如上人御分骨	明治 4 年 9 月 11 日	1871
明如上人御分骨	明治 36 年	1903
信観院殿（徳如）御分骨	明治元年 閏 4 月 26 日	1868
鏡如上人御分骨	昭和 24 年 3 月	1949

表 1 「歴代宗主御分骨の部」

『六雄山誌』（本善寺発行・1999 年）掲載より作成

現在、歴代御遺骨は見る事ができない。平成十六年（二〇〇四）、経蔵を納骨堂に改装したとき入口正面に石棺を設け、その上に仏壇を安置した。御遺骨は石棺の中に納められたのである。石棺納骨前に撮影された写真をみると、木箱①上蓋に「高祖聖人／中興上人 御尊骨」、木箱②上蓋「御骨」と墨書され、①②箱の中にそれぞれ小さい木箱が納められていたようである。小木箱の上蓋にも「祖師聖人」「蓮如上人御骨」と墨書され（①箱）、その中に球形の舍利容器に遺骨が納められていた。表1には掲載しなかったが、第二十三代勝如上人が平成十四年（二〇〇二）六月十四日に御往生され、御遺骨が本善寺に分骨されている。そのとき、分骨されたのは本善寺と誓願寺（大阪府藤井寺市）の二か寺であったとい<sup>(8)</sup>う。

蓮如の遺骨が、蓮如によって草創された本善寺に分骨されるのは自然なことと思われるが、本善寺には遺骨に関する重要な文書が二点伝来されてきた。まず取り挙げるのは、蓮如の後を継職した本願寺第九代実如による①遺骨讓状として伝えられているものである。

①実如遺骨讓状

其国飯貝御地之儀者

先代遺志之霊場候へ者

我等より以後代々分骨

被成遣候

尚蓮如遺骨直々附属之

事候へ者式法本山之通り無

相違取計可有之候也

三月廿八日

実如（花押）

本善寺殿

「実如遺骨讓状」は、飯貝の地は先代蓮如上人の意思によって造られた霊場寺院なので、我（実如）等以後は代々遺骨を分骨することとし、蓮如遺骨を直々に附属するので本山式法の通り相違なく取り計るようにという内容である。この讓状の存在によって、本善寺は代々宗主の御遺骨を分骨されてきた。分骨される正当性の根拠を証するものが、この文書であったと言えよう。「式法、本山の通り」取り計るようにとある式法が、どのような儀礼であるのかは分からない。現在、本善寺境内には蓮如堂、その背後に蓮如廟がある。蓮如堂は方一間四方で蓮如御影を奉懸、堂前には西大谷本廟の明著堂にならって拜堂を設けている。しかし、この蓮如堂が成立したのは本善寺第八代諦受院住詮のとき延享四年（一七四七）である。蓮如堂成立以前は、蓮如上人御影を本堂に奉安していたという。

ここで注目されるのは、蓮如関係宝物のなかで、明応七年（一四九八）三月二十日に下付されていた「蓮如上人

真影」である。実如による下付であるが、蓮如は生存中であるから寿像であった。「寿像」の意味は大きい。実孝は『実如上人闡維中陰録』（一五二五年成立）で実如の葬儀を子細に記録していて、その中に寿像が出てくる。実如は大永五年（一五二五）二月二日辰刻に御亭で往生した。その前、一月十八日に脈が絶えて危うくなったが一時的に回復している。そのときに、「愚拙末々御寿像不申間望候処御免候。難有存候キ。其後、皆々被申人数多候」とあり、実孝が望んで実如の寿像を写している。二月二日の往生後、御堂での遺骸拜礼が終わった後にも御亭で「御影ヲ写セラル。土呂殿御望也。トクラ写申候」とある。往生後であっても葬儀前ということもあって、この御影は寿像として写したのであろう。二月七日が「御葬礼之次第」、そして葬儀が終わってから「御亭ノ押板ノ臨終仏ヲノケ、御寿像ヲ〔香ノ御袈裟衣也〕真ん中ニカケ申サル。只一幅ナリ」とあって、往生直後から御亭に掛けられていた臨終仏を御寿像に掛け替えた。そして、二月八日の拾骨後には、御亭の御寿像の裏に拾骨した桶を安置して勤行している。他宗による諷経もこの御寿像前であった。三月二十日の満中陰法要も御堂勤行の後に御亭で勤行、そして御寿像を御堂北押板の真ん中に移動させて掛けている。骨は五十日の間、御亭御寿像の前であった。<sup>⑩</sup>一連の葬儀式の間、このように寿像は遺骨とともに安置されていたのである。本善寺の遺骨も蓮如寿像とともに安置されたのではないか。後に遺骨が舍利容器に納められて別置されたと思われるが、それでも法要のときには蓮如寿像の前に安置して勤行されたのではなからうか。

②「祖師尊骨添翰」は、親鸞遺骨の伝来に関する文書である。蓮如の十男、実孝の兄にあたる実悟（一四九二―一五八四）によるものとして伝えられてきた。

②祖師尊骨添翰 願得寺実悟

開山親鸞聖人御骨也<sup>二粒</sup>

右此御骨者予信濃国<sup>五下</sup>

向之時享祿二年七月十八日

信州長沼淨興寺於彼寺

所持之御骨令所望歸寺願得

寺収置之内二粒分当寺進之

物也

願得寺

天正九年<sup>辛巳</sup>三月九日実悟（花押）

予久所持なれ共わけて

二粒進之あかゝのおかたへ

以別儀わけまいらせ候 御

信仰肝要也

開山聖人

真宗の舍利信仰

## 御骨

内容は、実悟が信濃に下ったとき、享祿二年（一五二九）七月に長沼浄興寺から親鸞遺骨を分骨して持ち帰り、願得寺（大阪府門真市・実悟開基）に収置していた。天正九年（一五八一）三月、特別なはからいで御骨二粒を本善寺の「あかゝ」の方へ分骨するので、御遺骨を信仰することが大切である、ということである。浄興寺は親鸞の弟子善性が開基、磯辺門流の中心寺院であった。もともと関東に在ったが、磯辺門流は鎌倉時代後期から南北朝にかけて信濃に展開していた。現在、浄興寺は新潟県上越市にある。信濃から越後に寺基を移転したのは、上杉の招請によって永祿十年（一五六七）であった。浄興寺は親鸞が荼毘されたときに拾骨され、関東にもたらされた遺骨（御頂骨）を伝来していたのである。実悟が浄興寺から遺骨を分骨されて所持していたということは、当時、浄興寺の親鸞遺骨が広く信仰され知られていたことを示している。

蓮如によって草創された本善寺にとって、親鸞の遺骨はなんとしても奉安しなかったであろう。親鸞遺骨があつて、はじめて親鸞―蓮如―実孝と寺院としての法脈が継がれることであつた。

## 三 真宗の舍利信仰

これまで「真宗の舍利信仰」ということから、親鸞や本願寺歴代宗主の遺骨に対する信仰とは何か、ということ

について照林坊と本善寺の法宝物の中に探ってきた。いくつかがことが知られたが、このことを述べる前に、日本仏教における舍利信仰について触れておきたい。そもそも「真宗の舍利信仰」という捉え方が成り立つのか、日本の舍利信仰の展開の中でどう位置付けられるのか、という課題があるからである。

舍利とは釈迦の遺骨のことである。舍利信仰とは、釈迦滅後に釈迦その人として遺骨を崇拜する意味の信仰であった。日本に舍利信仰が記録として見られるのは六世紀前半であり、奈良時代までは舍利を塔に埋納する形態をとっていた。しかし、平安時代になると真言宗では舍利を大日如来などに見立てたり、舍利を如意宝珠と団体と捉えるようになる。院政期から鎌倉時代になると、密教修法として舍利法や宝珠法の儀礼が成立している。それは釈迦という仏教の祖師崇拜から離れていくことであった。舍利塔や舍利容器に仏舍利を納めて法要を行い、国家護持や玉体安穩、五穀豊穡を祈願するようになる<sup>11)</sup>。また、鎌倉時代になると釈迦信仰の興隆とともに舍利信仰が一段と変化している。南都仏教のなかで俊乘房重源と叡尊の舍利信仰が代表であった。重源は、信濃善光寺の生身阿弥陀如来から夢告を受けて金色の舍利を呑んだとか、東大寺大仏の胎内に生身の舍利を納めたら光明が放たれ靈瑞が現れたという。仏舍利は「生身仏」という思想で、仏像の胎内に舍利(骨・御経・遺髪)だけでなく願文や結縁交名・名号札・摺仏などが納入されるようになった。さらに仏像だけでなく「祖師」像にも舍利が納入されるようになる。弘安三年(一二八〇)八月、八十歳の叡尊寿像が造立されて、胎内に文書・記録とともに『金光明最勝王経』十巻をはじめとする経典が法舍利として奉籠された<sup>12)</sup>。ここまで来ると、「真宗の舍利信仰」と結び付いてくる。

親鸞の遺骨を門弟の専信と顕智が「御舍利」として拾骨したことは最初に述べたが、文永九年(一二七二)成立

の廟堂は、遺骨と石塔と影像（木像）を安置した御廟であった。このとき、親鸞遺骨を木像の胎内に納入したのか、それとも拝することができるよう別置されたのかは見解が分かれている。どちらにしても、影像と遺骨は一具の信仰礼拝対象であった。祖師像に遺骨を納入する真宗の事例では、真宗佛光寺派の了源坐像の胎内から遺骨と遺髪・遺品の着衣らしきものが発見され、遺骨の包紙には「康永三（一三四四）八月八日」と墨書されていた。津田徹英氏によれば、親鸞の高弟であった性信木像（鎌倉末期、群馬県宝福寺蔵）には、焼骨が竹筒に籠められて首柄内に納められ、善福寺（神奈川県南足柄市）の親鸞像では像内の躰幹部に骨が塗り込められていたとい<sup>(18)</sup>う。

親鸞の遺骨を舍利として拾骨したことは、親鸞滅後における祖師信仰のはじまりであった。では、本願寺歴代宗主の遺骨は「舍利」とみられていたのか。第三代覚如の骨は、『慕婦絵詞』巻十段に

葬するところの白骨一々に玉と成て、仏舍利のごとく五色に分衛す。これをみる人は親疎ともに渴仰して信伏し、これを聞（く）人は都鄙みな乞取（り）て安置す。

とある。<sup>(14)</sup>第九代実如の遺骨は五色に光を放った。越中国の仏法に志深い女性が実如の葬送にでかけ、「御骨ヲトリ頸ニカケテ」帰国したとき、越前の五本村で宿の亭主の妻に御骨を分け与えた。妻は「山科本願寺ノ上人の御骨」と聞いて忌々しく思い、宿の藁垣に置いておいたところ、遺骨は五色になって毎夜円光を放ったとい<sup>(15)</sup>う。遺骨が五色になり光ったりすることは舍利としての奇瑞・靈異であった。前後するが、蓮如が茶毘にふされた直後の様子と

して『金森日記秘』には次のような記述がある。<sup>16)</sup>

御門徒坊主衆アマタ御骨ヲ所望申サレ候。シカレトモ御一家御兄弟中ナラテハ、御免ナカリケリ。サレトモ御灰ニマキレ候御骨、ヌスミトラレ候方々モアマタル由、承リハヘリキ。御別レカナシミ申サル、処、モツトモ理リ也。

御骨の分骨は御兄弟や御一家衆でなければ許されず、多くの門徒や坊主衆が蓮如の骨灰を盗み取る事態にもなったという。実如の場合も同じであった。第十一代顕如になると、教団は中央集権的な組織に改編され、宗主は絶対的な権力を有する「法主」になっていく。そして石山合戦をはさんで近世教団体制が成立、宗主は教団組織における職能としての権威になったが、宗主に対する信仰は連続したのであった。

さて、このように舍利信仰の流れから真宗信仰をみれば、「真宗の舍利信仰」の内実には祖師信仰と宗主（門主）信仰である。祖師信仰から本願寺歴代の遺骨への信仰⇨宗主信仰が展開してきた、と捉えることができよう。照林坊の法宝物のなかで筆頭に挙げられたのは、「連座之名号 祖師聖人御真筆」であり、「佛舍利」と一対であった。二番目が「祖師聖人御真骨」であった。蓮如によって開創された本善寺の歴代遺骨は、蓮如遺骨から始まったが、浄興寺から分骨された親鸞遺骨を安置することが必要であった。親鸞の遺骨は宗「祖」であり、蓮如の遺骨は「家」衆としての意味を持っていたからである。照林坊にしても本善寺にしても、「御骨拝納之寺格」を有する寺院

であった。由緒来歴が語られる中で、遺骨は寺格を示す法宝物になり、遺骨縁起も作成されていく。

親鸞や蓮如など本願寺歴代の御影（絵像）と遺骨の関係も、本来的には一具のものであったと考えてよいだろう。親鸞の御真影や初期真宗の門流を形成した門弟などでは、木像が造立されたが、真宗では絵像の御影が圧倒的に多く中心であった。御影の中でとくに生前の姿を写した寿像が重要視されたことは、本善寺の蓮如寿像や実如寿像でみたとおりである。それは正しく「生身の御影」であった。蓮如往生後の遺骨＝舍利を寿像（御影）に安置することとは、魂が入ったとまでは言わないまでも、生前の宗教的人格性を備え、時間を超越して法を説き続ける姿になったのである。生身とは、仏・菩薩が衆生済度のため父母の体内に宿ってこの世に生まれ出ることであり、「仏の応化身」である。<sup>(1)</sup>とすると、御影が身体であり、遺骨は舍利であるから「生身の御影」ということになる。そして、真宗ではこれこそが祖師信仰であり宗主信仰の内実となる。こうした御影が「生身の御影」としての意味であったことについて、山田雅教氏は「中世の念仏者の祖師御影に寄せる想い」ということで、次のような指摘している。

『四十八巻伝』巻四十八に藤原信実が法然御影を描いた話が載っているが、願主の空阿弥陀仏は法然を仏のように崇敬していて、『法然上人伝全集』（三二五頁）に「一期のあひだ、本尊とあふぎ申されき」とある。「本尊として仰いだ」ということは、御影の前で儀礼を行っていたということであり、覚如も親鸞像の前で法要を行っていた。御影の前で報恩の想いとして「仏号を唱える」ことも自然と行われ、『知恩講私記』に「詣廟堂祈往生礼御影」（廟堂に詣でて往生を祈り御影を礼す）とある。御影の前で「往生浄土」を祈るといふ感覚に近いものであった。また、山科本願寺の報恩講で、改悔は親鸞御影の前でなさるべきものとされていて、それは「祖師から法を聞く、そして

各々の信心について判定をしてもらおう。御影はそうしたことを、祖師の草庵を髣髴とさせるような住宅風の建物の中で、いわば「疑似体験」する場であったのではないか、と考えたい。」と述べている。「住宅風の建物」というのは、『四十八巻伝』の吉水草庵や『親鸞伝』の「稲田興法」に描かれた草庵のことである。法然や親鸞が弟子の前で説法したとき、聴衆の前にあったのは阿弥陀如来でなくて、師・法然や親鸞であった。御影堂の親鸞御影の前で改悔し信心獲得することは、「疑似体験」することであった、と言うのである。山田雅教氏は舍利については触れていないが、御影が「生身の御影」であることを説明されたのであった。<sup>18)</sup>

照林坊法宝物の中に証如より下付されたという「高祖聖人御影」があったが、末寺が月番で御番するものであり、「門末居ながら御札を遂げ候濫觴の御影」であった。親鸞御影を「御開山様」と称して尊崇する信仰も「生身の御影」に由来する。本善寺の歴代宗主の遺骨については紹介したが、実は歴代御影も遺骨に対応して下付されたものと考えられる。また、末寺のなかには遺骨は下付されていないものの、本願寺歴代宗主の御影を下付されている寺院がある。宗教的意味からすれば本善寺の御影と同じである。遺骨はなくても、本願寺教団が歴代宗主の御影を下付し続けているのは、祖師信仰と宗主信仰からであった。

## おわりに

現代の真宗教団にとって、「生身の仏」「生身の御影」という観念は「異質」なものかもしれない。しかし、長い

真宗の歴史の中で、祖師信仰という形で流れている基層信仰である。日蓮宗の祖師信仰を論じた中尾堯氏も述べているように、真宗にあっても「宗祖」を見いだすことよって親鸞信仰が生まれ、宗祖の行実の中に教学や儀礼等の意義が帰納されていく。「生身の信仰」は教学体系から生まれる信仰とは異質であるかもしれないが、底辺で支え続けてきた真宗門徒の信仰伝承である。

遺骨とは何なのか、まだ解決できない課題が残っている。今回は親鸞や蓮如をはじめ本願寺歴代宗主の遺骨を舎利信仰として考えてきた。それは尊崇される聖遺物としての遺骨とも言える。一方、真宗門徒の伝統的遺骨観は無墓制に示されているように、火葬場に放置し野ざらしにする遺骨、遺骨に執着しない観念であった<sup>(20)</sup>。聖者と凡夫という相違があるのであるが、両者の間をどのようにつなぐことができるのか。納骨儀礼の成立と併せて考えていきたい。

## 註

- (1) 蒲池勢至「親鸞の石塔・遺骨・影像・廟堂」(同朋大学仏教文化研究所編『誰も書かなかった親鸞』法藏館・二〇一〇年)。  
同「親鸞の遺骨伝承と磯辺門流の移動」(真宗連合学会編『真宗研究』第六〇輯・二〇一六年)。
- (2) 大喜直彦『中世びとの信仰社会史』第五章「生命・身体としての遺骨―親鸞遺骨墨書発見によせて―」法藏館・二〇一一年。
- (3) 六郷寛「安芸・備後地域における真宗の展開過程」(『講座 蓮如 第五卷』平凡社 一九九七年)。
- (4) 照林坊蔵『明鏡山照林坊什物目錄 全』、以下、照林坊に関する史料は、二〇〇六年九月に実施した同朋大学仏教文化研究所の調査資料による。

- (5) 同右の調査および『真宗重宝聚英』第一巻、平松令三氏解説参照、同朋舎、一九八八年。
- (6) 同朋大学仏教文化研究所の一九八七年七月調査、宮崎圓遵「皆成院実孝書」(『真宗の研究(下)』宮崎圓遵著作集第五巻、永田文昌堂、一九八九年)参照。翻刻には、千枝大志氏の御教示を受けた。
- (7) 宮崎圓遵「蓮如の吉野の旅―吉野の初期教団―」(宮崎圓遵著作集第五巻)、秋永政孝「真宗吉野教団の成立とその活躍―とくに本善寺を中心に―」(『奈良文化女子短期大学 紀要』第二号、一九七一年)。
- (8) 同朋大学仏教文化研究所調査、二〇一七年九月、蒲池による聞き取り調査。
- (9) 『真宗史料集成』第二巻、七六四頁、同朋舎、一九七七年。
- (10) 実如の葬送儀礼と御影の關係については、蒲池勢至「真宗の民俗性と反民俗性―位牌と御影にみる祖先崇拜観―」(同『真宗と民俗信仰』吉川弘文館 一九九三年)、同「真宗門徒の葬送儀礼」(同『真宗民俗史論』法藏館 二〇一三年)参照のこと。
- (11) 内藤栄「舍利莊嚴美術の研究」青史出版、二〇一〇年。図録『仏舍利と宝珠―釈迦を慕う心―』奈良国立博物館、二〇〇一年。
- (12) 奈良国立文化財研究所『俊乘房重源史料集成』吉川弘文館、一九六五年。生駒哲郎「中世生身信仰と仏像の靈性―重源の仏舍利信仰を中心に―」(中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年)。中尾堯『中世の勸進聖と舍利信仰』吉川弘文館、二〇〇一年。
- (13) 津田徹英『中世真宗の美術』日本の美術四八八号、至文堂、二〇〇七年。
- (14) 小松茂美編『慕婦絵詞』続日本絵巻物大成四、一五五頁、中央公論社、一九八五年。
- (15) 『真宗史料集成』第二巻、五〇〇頁、一九七七年。
- (16) 同右、七〇七頁。
- (17) 「生身」と「心化」については、蒲池勢至『民衆宗教を探る 阿弥陀信仰』慶友社、二〇一〇年参照のこと。
- (18) 山田雅教「弥陀と御影―中世の専修念仏者の礼拝対象と祖師信仰」(『高田学報』第九五輯、八八―九七頁、二〇〇七年)。
- (19) 中尾堯「鎌倉時代の民衆宗教―祖師信仰の伝統」(村上重良編『民衆と社会』体系仏教と日本人一〇、春秋社一九八八年)。
- (20) 無墓制については註(10) 蒲池『真宗と民俗信仰』を参照のこと。